

〔研究ノート〕

レジェンド問題が監査基準に与えた影響

The Effects of the Legend Issue on GAAS

新 飼 幸 代

—目 次—

- I. はじめに
- II. レジェンド問題の概要
- III. レジェンド問題の背景
- IV. わが国におけるレジェンド問題の原因
- V. 期待ギャップへの対応～アメリカ
- VI. 2002年わが国監査基準全面改訂
- VII. おわりに

I. はじめに

1999年、わが国の会計基準および監査基準は、国際的に通用する会計基準および監査基準ではないと受け取れる「警句 (legend ; 以下、レジェンドという。)」を付され、いわゆるレジェンド問題に直面した。「レジェンド」は、当時のアメリカの5大会計事務所¹ (以下、ビッグ・ファイブという。)からの要請によりわが国の英文監査報告書に付されたものである。わが国監査基準はその起源まで遡ると、アメリカの監査基準を範として設定を行っている。それにもかかわらず、ビッグ・ファイブによりわが国の英文監査報告書にレジェンドが付されたのにはどういった理由があったのだろうか。

本研究ノートでは、まずレジェンド問題の概要およびその背景を確認した上

1 Arthur Andersen & Co., Deloitte & Touche, Ernst & Young, KPMG Peat Marwick, Pricewaterhouse Coopers の5つである。ただし、Arthur Andersen & Co. は、2002年に解体されている。

で、レジェンド問題の中でも、とりわけ監査基準のみに焦点を当て、わが国の監査基準はどのような点で国際的なものと認められなかったのか、ビッグ・ファイブはなぜわが国の英文監査報告書にレジェンドを付す判断を下したのか等その理由を明らかにしていく。そして、これらレジェンド問題に対してわが国はどのような対応を行ってきたのか、とりわけレジェンド問題前後の監査基準を比較することで、レジェンド問題がわが国に与えた影響を監査基準を通して検証していくこととする。

II. レジェンド問題の概要

1999年7月28日付日本経済新聞によると、当時わが国の企業が作成する英文アニュアル・レポート（1999年度決算）に添付される監査報告書には、レジェンドが付されていた。以下の表からも分かるように、レジェンドの内容は、監査法人によって様々であるが、わが国会計基準および監査基準が国際的に通用

≪ 5大監査法人の英文監査報告書への対応 ≫

監査法人	対 象	「警句」の概要
朝日	全企業	監査報告書に「この財務諸表は日本で一般に認められた会計基準と監査基準に準拠して作成されており、日本の会計基準に通じた利用者向けである」などと明記監査報告自体に「警句」を盛り込んだ
トーマツ	全企業。リスクに応じて①か②の対応をする	全企業の財務諸表に注記 ① 監査報告に数語（「日本で一般に受け入れられ、適用されている」）を追加 ② 監査報告に数語を追加し、欄外にも注記（「日本以外の国で通用する会計基準に従って開示しようと意図するものではない」）
中央	全企業	監査報告書に数語を追加し、「注記参照」と記載。 財務諸表に注記（トーマツと同様のもの）
太田昭和	個別に判断	監査報告に数語を追加、財務諸表に注記
センチュリー	全企業	「日本の会計原則に従っている」と太字表記。 欄外に「注記参照」。財務諸表に注記

（注）米国会計基準を採用している企業は対象外

（出典；日本経済新聞（1999年7月28日付を一部修正、p.19.））

する基準とは異なることを示した内容となっており、わが国ではレジェンド問題として顕在化した。そのため、わが国の被監査会社からは、海外での資金調達に影響が出かねないとの反発等が起こったのである。

このようなレジェンドを付すことになったのは、ビッグ・ファイブからの要請によるものである。わが国以外では韓国やインドネシア等、アジアの数か国にのみ同様のレジェンドを要求していたようである²。

なぜレジェンドを付す対象がアジア諸国に集中したのかといえば、その背景にはアジア経済危機からの影響があったようだ³。アジア経済危機は、1997年にタイのバーツが大幅に下落したことを発端として、その他のアジア諸国に経済危機をもたらした。その際、世界銀行等の国際機関は、ビッグ・ファイブに対して国際的な会計基準に準拠していない財務報告書に、その署名を記載しないよう要請している⁴。というのも、その財務諸表利用者に対して、その財務諸表が国際会計基準で作成されているという誤解を生じさせる虞があると判断したからである。このように、レジェンドは、国際機関からの指摘を受け、それらに対処するためにビッグ・ファイブがとった対応策だったとも考えられている⁵。したがって、わが国監査法人もまたビッグ・ファイブとの提携をしていたことから、ビッグ・ファイブがわが国の会計・監査制度に対して何らかの懸念があったがゆえにわが国英文監査報告書にはレジェンドが付される結果となったと考えられる。

わが国においては、レジェンド問題が起こった当時、会計基準に関しては会計ビッグバンが始動していた時期でもある。そのため、わが国の会計基準に関しては、その後も国際基準との整合性を図る作業が進み、国際的に通用する基準へと変化していったと考えられる。したがって、本研究ノートでは、わが国会計基準および監査基準が国際的に通用する基準とは異なることを指摘された

2 日本経済新聞社 [1999] p. 19。

3 引頭 [2004] p. 58。

4 平賀 [2000] p. 82-87。

5 平賀 [2000] p. 86-87。

レジェンド問題の中でも監査基準のみに焦点を当て、ビッグ・ファイブが当時のわが国監査基準のどこに問題があると考え、このレジェンド問題がその後のわが国監査基準にどのような影響を与えたのかを検討していく。次節では、レジェンドを付す対象が主にアジア諸国であったことから、当時のアジア諸国の監査基準の状況も踏まえつつ、レジェンド問題の背景を整理する。

Ⅲ. レジェンド問題の背景

本節では、平賀 [2000] を参考にレジェンド問題の背景を整理する⁶。前節でも確認したが、レジェンドの内容が意味するところは、当該国の会計基準および監査基準が国際的に通用する基準とは異なることを英文監査報告書利用者へ注意喚起することにある。しかしながら、たとえばマレーシア、シンガポールおよびタイは、国際監査基準 (International Standards of Auditing; 以下、ISA という) をもとに、フィリピンは ISA およびアメリカの監査基準をもとに、当時の監査基準の設定を行っている (p. 92)。当時わが国には存在していなかったゴーイング・コンサーンの規定も、ベトナムを除く ASEAN 諸国すべてにおいてすでに存在している (pp. 92-93)。台湾の監査基準もまた、アメリカの監査基準および ISA を基礎とし、香港の監査基準も ISA およびイギリスの監査基準とほぼ同内容であることが指摘されている (p. 93)。ゆえに、平賀氏は、「アジア諸国に関する限り、レジェンドが意味するのは、監査基準の違いという単純なものではないように思われる (p. 93)。」との見解を述べている。

さらに、アジア経済危機経験国におけるレジェンドの意味の分析において、「監査について、レジェンド付き監査報告書の観察された国とされない国で決定的に異なるのは、国際的会計事務所、ビッグ・ファイブが現地で直接に監査を行っているか否かである (p. 93)。」といった見解を述べている。平賀氏の調査⁷によれば、ビッグ・ファイブが現地に直接参入し、監査業務を実施しているマレーシア・シンガポール・香港では、レジェンド付き監査報告書が観察さ

6 本節では、特にことわりがない限り、平賀 [2000] に依拠する場合は文末に該当ページを記すこととする。

れなかった⁸ (p. 93)。一方、ビッグ・ファイブとは提携という形をとっている現地の会計事務所がインドネシア・タイ・韓国・台湾の4か国（・地域）であり、これらすべての国にレジェンド付きの英文監査報告書が確認されている (p. 93)。例外として、フィリピンのみ現地の会計事務所による監査報告書しか観察されていないにもかかわらずレジェンドが付されていないのだが、その理由は、フィリピンの会計制度および実務がアメリカをモデルに発達してきたためだと説明している (p. 94)。フィリピン公認会計士協会の設立に尽力し、その初代会長に就任したのもアメリカ人会計士であり、フィリピンのアメリカとの関係の深さは歴史からも感じ取ることができる⁹。

したがって、平賀氏は、「アメリカの職業会計士による進出の度合いが、会計・監査制度の発達、ひいては各国の実務の水準に相違をもたらして (p. 94)」おり、提携国において「実施される監査の質に責任をもてないという判断をビッグ・ファイブが下した結果と考えられる (p. 95)」と述べている。レジェンドの意味するところは、「実務の問題、とりわけ当該国の職業会計士によって実施された監査実務に重点が置かれたものと言える (p. 95)」と結論付けている。

以上のように、アジア諸国（・地域）がビッグ・ファイブとどのような関わり方、つまり直接ビッグ・ファイブが現地において監査業務を行っているか否か（提携）が、今回のレジェンドの有無に影響していることとなる。これらのことをわが国に照らしてみると、わが国は当時からビッグ・ファイブによる監査業務の直接参入は許しておらず、監査法人はビッグ・ファイブと提携関係を採用していた。そして、ビッグ・ファイブはわが国で実施される監査の質に責任をもてないとの判断を下した結果、わが国英文監査報告書はレジェンドを付される対象となったと考えられるのである。

7 アジア地域の中でも、とくに経済危機の影響が強かった国 (affected countries: 被害国) であるタイ・インドネシア・フィリピン・マレーシア・韓国の5か国に、その周辺諸国である香港・シンガポール・台湾を加えた8か国（・地域）の企業の英文監査報告書を収集し、レジェンドの記載の有無を調査している。

8 これらの国の監査報告書にみられる署名はすべてビッグ・ファイブのうちのいずれかであった (p. 93)。

9 さらに詳細な関わりについては、平賀 [2000] を参照されたい。

IV. わが国におけるレジェンド問題の原因

ビッグ・ファイブが提携国において実施される監査の質に対して責任を取れるか否かを考慮せざるを得ない理由の1つとして、アメリカは職業会計士に対する損害賠償請求訴訟が頻発する国であることが考えられる。監査論では、監査人自身はその役割と考えていることと、社会が監査あるいは監査人の役割と考えていることの間を生じる差異を「期待ギャップ」として認識しているのだが、それが最も表面化する出来事が、監査の失敗をきっかけとした監査人に対する訴訟の場である。したがって、訴訟の結果、監査人側が敗訴した場合は特に社会から求められる監査を実施できていなかったのだと認めざるを得ない状況となる。その場合に、期待ギャップ縮小の対応策の1つとして実施されるのが、監査基準の改訂（アメリカであれば監査基準書の作成等）である¹⁰。監査規範の経済効果について松本 [2000] が、「監査規範の整備・充実は、実務において提供されるべき最低限度の監査業務の水準と、成果としての監査報告書の内容を充実することになるので、より高度な監査規範の導入は、監査サービスの品質を高め、情報の非対称性を削減し¹¹」情報利用者側に生じるリスクを軽減することができる」と論じていることから、期待ギャップの縮小のために監査基準の改訂が重要であることが窺える。次節で明らかにするが、アメリカの監査人たちはこれまでも訴訟をきっかけとした期待ギャップに真摯に向き合い、その度に職業会計専門家としての対応を行ってきている歴史があり、その結果が監査基準書というかたちにも表れている。

わが国で生じたレジェンド問題に関していえば、わが国監査法人がビッグ・ファイブと提携していることから監査報告書利用者が想定する監査基準はアメリカの監査基準となるが、実際はわが国の監査基準に則りわが国の監査人により監査が実施されており、そこには認識の差が生じてしまうこととなる。つまり、監査報告書利用者が想定する監査基準が異なれば、訴訟の原因をつくることになってしまうのである。松本 [2000] が、レジェンド問題は、「海外の英文

10 松本 [2000] p. 70。

11 松本 [2000] p. 76。

財務諸表利用者がわが国会計・監査制度、およびそれに係わる当事者に対して欲する役割期待が、充足されていないことに起因して発生している¹²⁾と認識しているように、アメリカがこれまで直面し改善を行ってきた期待ギャップへの対応がわが国の監査基準には反映されていないこと、ひいてはわが国監査実務にそれらが定着していないことにレジェンド問題の原因があると考えられる。また、前節の平賀 [2000] による実務つまり監査を実施する人の能力等に対する問題に関しても、ビッグ・ファイブがわが国監査人に対して投資家（レジェンド問題でいえば、とりわけ英文監査報告書利用者）が期待する監査を実施できていないという判断をくださった結果だと考えることができる。

したがって、以降ではまず、アメリカの職業会計専門家たちが訴訟の結果明るみとなった期待ギャップに対してどのような対応をとってきたのか、それに伴い監査基準にどう反映させてきたのかを概観する。他方でわが国では、対監査人訴訟というものがあまり一般的でなかったことから、その対応（監査基準の改訂内容）に違いが生じているのではないかと予想される。したがって、レジェンド問題を受けて、わが国監査基準がレジェンド問題前後でどのような変化を遂げたのか以降検証していくこととする。

V. 期待ギャップへの対応～アメリカ

アメリカでは1960年代後半から、監査人を対象とした財務諸表利用者による損害賠償請求訴訟が頻発した。このような事態は、1970年代に入って減少するどころか、増加の一途を辿ることとなった。千代田 [2014] によれば、1960年代から1980年代までの30年間において、全米16大会計事務所が訴えられた事件は796件にも及び、その内訳は1960年代：83件、1970年代：287件、1980年代：426件と、その増加傾向は明白である¹³⁾。

そんな中でアメリカにおいて初めて、期待ギャップが概念として認識された

12 松本 [2000] p. 78。

13 千代田 [2014] p. 194。さらに、その判決は会計事務所側が大きく負け越した結果となっている。

のが1978年に公表されたコーエン委員会報告書¹⁴においてである。そして、コーエン委員会報告書の中で認識された期待ギャップとは、監査人側がその役割と考えていることと、社会が監査もしくは監査人の役割だと考えていることとの間に存在する差異のことをいう。したがって、アメリカにおいて監査人に対する訴訟が頻発したことは、社会が、企業が行う不正の発見あるいはその防止を監査もしくは監査人に対して求めていることが現象化したもの、つまり期待ギャップの表れだと解釈されたのである。これに対して、当時の監査人の多数が、「現代監査にあって、不正の発見、防止は監査の主目的ではなく、この問題への社会の期待は、財務諸表監査についての無理解から来るもの¹⁵」と考えていたことから、両者の間に監査あるいは監査人に対する役割の考え方の差異が生じていることが分かる。それゆえに、アメリカの監査人たちは、財務諸表利用者による監査人に対する訴訟が増加し、さらにその結果監査人側が敗訴するケースも多かったことから、この期待ギャップ問題に対して、何かしらの対応をせざるを得ない状況に直面したのである。以下では、アメリカの監査人たちがこの期待ギャップに対してどのように対応してきたのかを概観する。

まず、コーエン委員会は、独自の調査および研究の結果、両者の間に期待ギャップが存在していることを認め、その解決に努めなければならないことに言及している¹⁶。さらに、監査期待ギャップの理由を財務諸表利用者側に一方的に求めるのではなく、監査人側がこの期待ギャップの解消のために積極的な姿勢で臨まなければならないとの立場を示した¹⁷。これは、監査人側が財務諸表利用者の期待に応えるために積極的な業務改革を行っていくことを意味して

14 1974年にアメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants；以下、AICPA という）は、監査人が負うべき責任の範囲について検討するために「監査人の責任委員会（The Commission on Auditor's Responsibilities）」を組織したのだが、これは委員長の名前をとって一般に「コーエン（Cohen）委員会」と呼ばれている。コーエン委員会からは、1977年に中間報告書、そして1978年に最終報告書が発表されている。

15 吉見 [2005] p.5。

16 吉見 [2005] p.6。

17 吉見 [2005] p.8。

〈トレッドウェイ委員会報告書の結果公表された9つの新監査基準書〉

不正及び違法行為の発見	SAS No.53 「誤謬及び不正の発見と報告に関する監査人の責任」 SAS No.54 「クライアントによる違法行為」
有効な監査の追求	SAS No.55 「財務諸表監査における内部統制機構の検討」 SAS No.56 「分析的手続」 SAS No.57 「会計上の見積りに対する監査」
外部関係者への伝達	SAS No.58 「監査済財務諸表に関する報告」 SAS No.59 「継続企業としての存続能力に関する監査人の検討」
内部関係者への伝達	SAS No.60 「監査中に発見した内部統制機構に関する事項の通知」 SAS No.61 「監査委員会への通知」

(出典；千代田 [2014] p.186.)

いる。その結果、コーエン委員会報告書では、いくつかの対応策が示された。具体的には、監査人の社会に対する役割を、財務諸表を作成する経営者と監査人の関係において改めて二重責任の原則を確認し、財務諸表の作成責任はあくまでも財務諸表作成者である経営者にあり、監査人の責任は、財務諸表作成者が作成した財務諸表を監査し、財務諸表について意見を表明することであることを提示した。さらに、とくに財務諸表利用者から期待されている監査人の不正の発見に対する責任についても、監査は財務諸表が重大な不正による影響を受けていないことについて合理的な保証を与える必要があることから、監査人は、不正の防止を目的として統制やそのほかの手段の適切性に関心を払い、不正を調査する義務を負い、また、専門職としての技量と注意を働かせれば通常の発見できるであろう不正は発見することを期待されねばならない¹⁸と提言したこと等¹⁹がある。

しかしながら、コーエン委員会の努力にもかかわらず、先にも述べたように

18 吉見 [2005] pp. 10-11。「一方で、監査人が全ての不正を発見できるとは期待できず、特に疑いを持たないような経営者と第三者との間で行われた共謀による不正は、発見は不可能とする。」

19 吉見 [2005] では、その他に、財務諸表に対する意見の形成、財務諸表上の重要な未確定事項に関する監査報告、企業の会計責任と法、監査人の役割の境界とその拡張、監査人から利用者への伝達、監査人の教育、訓練および能力開発、といった項目でコーエン委員会報告書の結論を説明している。

監査人に対する訴訟は、増加する一方であった。というのも、1980年代には、銀行倒産が相次ぎ、粉飾決算が行われる等の企業不正事件もまたいくつも発覚したためである。それゆえ、社会が監査人に対して期待している不正発見責任の要求は高まるばかりであった。そこで、これらに対応するために1985年に組織されたのが、トレッドウェイ委員会²⁰である。同委員会報告書では、コーエン委員会で勧告された内容を踏襲している²¹ことから、コーエン委員会以降の対応をさらに強化・改善したものとなっていることが想像に容易い。コーエン委員会でも通常発見できるであろう不正を発見することを監査人の責任として捉えてはいたものの、それをより強化・改善するために監査基準や具体的な監査の手続の見直しが要求されたのである。したがって、当時アメリカの監査基準を策定していた監査基準審議会は、同報告書を受け、1988年に新たに9つの監査基準書を公表した。その内容は、コーエン委員会から引き続き、不正の発見および防止に対する監査人の責任を強化する方向へ舵をきったものとなった²²。このように、アメリカでは1960年代後半から対監査人訴訟が増加したことを受け、そこに期待ギャップが存在することを認めたとうえで、上述のような改革を行ってきたのである。

VI. 2002年わが国監査基準全面改訂

本節では、主にレジェンド問題が起こる以前で直近の1991年12月全面改訂監査基準と、レジェンド問題発生後の直近の2002年全面改訂監査基準を対比することによって、レジェンド問題が監査基準にどのような影響をもたらしたのかを明らかにしていくこととする²³。

まず、平賀氏が指摘していた実務の問題ひいては監査を実施する人の能力等

20 吉見 [2005] p. 90。「不正な財務報告に関する全国委員会 (The National Commission on Fraudulent Financial Reporting)」の呼称。不正な財務報告の防止と摘発のための方策を示し、全米レベルでコンセンサスを得ることをその目的としていた。同委員会は、1978年に報告書を提出している。

21 吉見 [2005] p. 91。

22 吉見 [2005] pp. 91-92。

に対する問題であるが、監査基準においてそれが規定されているのはいわゆる人的基準が含まれている一般基準の改訂からその変化を垣間見ることができる。企業会計審議会は、一般基準の改訂について「近年の監査を巡る環境の変化は、従来の一般基準により監査人に求められていた専門能力や実務経験、独立性、公正不偏性、注意義務などの要件を一層徹底させ、また、監査人の自主的かつ道義的な判断や行動に任せていた点を制度的に担保する方向へと動かすものとなっていることも事実である²⁴。」と述べている。

このことを踏まえて上の表に示す基準を比較すると、1999年監査基準では、監査人の適格性について「適当な専門能力と実務経験を有し」た者と表現していた部分が、2002年監査基準では、「専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない」へと変化しており、公認会計士の資格を取得し監査の専門家になった時点を表す文言（1991年）から、その後も専門能力を向上させ実務経験の蓄積に常に努めなければならないといった時間的な継続性を含んだ文言（2002年）へ強化されていることがわかる²⁵。このような内容は、1991年監査基準当時にも、「公認会計士が、職業的専門家としての継続的な自己教育によって、監査人として適切かつ実務経験を業務に生かせるように蓄積していくことが必要であることをも要求しているということに注意

1991年改訂監査基準	2002年改訂監査基準
第一 一般基準 一 企業が発表する財務諸表の監査は、監査人として適当な専門的能力と実務経験を有し、かつ、当該企業に対して独立の立場にある者によって行われなければならない。	第二 一般基準 1 監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

(注) 太字は筆者によるもの。

23 その間、1998年にも監査基準改訂は行われているが、その内容が監査対象の拡大であり、具体的にはキャッシュフロー計算書の監査に対応するためにその内容が加えられた程度であるため、今回の分析はその前の1991年との対比で行うこととする。

24 企業会計審議会 [2002] pp. 5-6.

25 長吉 [2014] は、「2002年改訂監査基準以来の大きな特徴的主張」であり、「監査人の不断の努力を要求する規定」と表現している。

しなければならぬ²⁶。」として教科書等で説明はされていたが、そのことが2002年監査基準の中に反映されることとなった。さらに、企業会計審議会が「制度的に担保する方向へ」と表現したように、監査基準の外でも日本公認会計士協会が2002年より継続的専門研修制度（Continuing Professional Education；以下、CPE という）を義務化し、生涯にわたって専門能力の向上と知識の蓄積を行うことができるような仕組みを整えた²⁷。

続いて、監査における不正の発見および防止についての取り組みが基準にどのように表れているかを確認していく。先述したようにアメリカでは、元々は監査人側が監査の主目的とは認識していなかった不正の発見および防止について、コーエン委員会およびトレッドウェイ委員会による報告書の結果、1988年に9つの監査基準書を新たに公表し、以降対応していくこととなった経緯を確認したが、わが国監査基準の中に不正への対応を意識した改訂は1989年監査基準改訂からと考えられる。しかしながら、1989年の改訂は、国内での企業の役職者等による財産不正行為が横行したことに対応するためであり、相対的に危険性の高い財務諸表項目に係る監査手続の充実強化を行ったものにすぎず、いわゆるリスク・アプローチという新たな監査手法を念頭に置いた改訂は1991年の改訂からである。

企業会計審議会は1991年前文において、「近年、監査基準等の国際的調和、会計上の不正に対する適切な措置等監査規範の面での新たな対応も求められてきている²⁸。」と述べており、国際的調和の観点からも不正への対応を基準に反映させ、実務に定着させることが求められていたことが分かる。そして、基準において初めて、監査人は、重要な虚偽記載を看過してはならないことを文言をもって示したのである。ここに、現在の主な監査手法となっているリスク・アプローチの片鱗を窺うことができるのだが、これらの対応にも関わらずレジェンド問題が発生してしまった。以下、当時レジェンドを付されそのレジェンド

26 加藤・友杉・津田 [1995] p. 75。

27 2003年には法制化されている。

28 企業会計審議会 [1991] p. 2。

《わが国監査基準の変遷》

西 暦	基準の制定および改訂	改訂の主な内容
1956年	監査基準、監査実施準則の改訂・監査報告準則の制定	会計制度監査の後、正規の財務諸表監査の実施に備えた改訂・公表。
1965年	監査実施準則の改訂	粉飾決算等（サンウェーブ、山陽特殊製鋼など）に対応するための改訂。主な改正点は、立会・確認・往査による監査手続の強化。
1966年	監査基準、監査報告準則の改訂	監査基準については、字句の修正および実施基準の一部削除。監査報告準則については、監査意見区分の明確化、会計処理の変更を認めない等。
1976年	監査実施準則、監査報告準則の改訂	連結財務諸表監査に対応するための改訂。
1982年	監査報告準則の改訂（4月20日） 監査実施準則の改訂（9月2日）	重要な後発事象が財務諸表の注記事項に加わったことに対応するための改訂。
1983年	監査実施準則の改訂	後発事象に対する監査手続を監査実施準則の中の通常の監査手続に追加。
1989年	監査実施準則の改訂	企業役職者等による財産上の不正行為に対応するため、相対的に危険性の高い財務諸表に係る監査手続を充実強化。
1991年	監査基準、監査報告準則の改訂（5月31日） 監査基準、監査実施準則、監査報告準則の改訂（12月26日）	リスク・アプローチ、内部統制概念の導入、組織的監査についての指摘、特記事項の新設、経営者確認書の入手義務化。具体的な監査指針の公表をJICPAに委ねることとなった。
1998年	監査基準、監査実施準則、監査報告準則の改訂	キャッシュフロー計算書の監査に対応するための改訂。
1999年	レジェンド問題	
2002年	監査基準の改訂	

（出典；長吉 [2011] pp.164-165に基づき作成。ただし、中間財務諸表監査基準関連は除いている。）

削除を成し遂げた住友電気工業の西村氏（当時の経理部長）のインタビュー記事を紹介する²⁹。

次に、監査面についてですが、これは初めてのことでしたので、米国監査基準の枠組みの理解から実際の監査の受け方まで朝日・アンダーセンの指導を得ながら手探りで進めていきました。とりわけリスクアプローチに基づく監査手

29 西村 [2001] p. 68。

法が特徴的なところですが、このリスクアプローチという考え方は、日本の監査基準においても『監査人は、内部統制の状況を把握し、監査対象の重要性、監査上の危険性その他の諸要素を十分に考慮して』と、基本概念こそ述べられているものの実務上まだ定着しておらず、今年六月に企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」でもその実施の徹底がうたわれているものです。

上述の西村氏へのインタビューからも分かるように、アメリカにおいて主流となっていたリスク・アプローチという監査手法は、当時のわが国の実務にはなかなか定着していなかったようである³⁰。このことが監査面でのレジェンド問題の大きな要因の1つであったと考えられる。そのため、レジェンド問題後の2002年監査基準改訂では、リスク・アプローチという新たな監査手法をわが国の監査実務に定着させることが大きな目的の1つとなった。

実際にリスク・アプローチという文言が監査基準の前文に現れたのは、2002年の監査基準改訂前文からである。2002年監査基準改訂では、リスク・アプローチの意義において、わが国監査実務にリスク・アプローチが浸透していないのには、監査基準の中でリスク・アプローチの枠組みが必ずしも明確に示されなかったことに原因の一端があると述べ、「リスクの諸概念及び用語法³¹」、「リスク・アプローチの考え方」そして「リスク評価の位置付け³²」を前文で明確に示した。そして、実施基準の内容はリスク・アプローチの枠組みに沿った基準に整理され、現在の監査実施基準の礎を築いたのである。さらに、一般基準の人的基準の中にも、重要な虚偽の表示を看過しないよう、監査計画の策定

30 2002年監査基準改訂前文にも未だリスク・アプローチが監査実務に浸透するに至っていない旨が記述されている。

31 これまで「監査上の危険性」と表現していた用語を国際的な用語法へ改め、「監査リスク」とし、固有リスク、統制リスク、発見リスクという3つのリスク要素と監査リスクの関係を明らかにしている。

32 リスク・アプローチの考え方は、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである（企業会計審議会 [2002] 33 (4)）。

から、その実施、監査証拠の評価、意見の形成に至るまで、「職業的懐疑心」を保持すべきことが特に強調された。これは、1991年までは正当な注意の範疇で暗黙的に示されていたものを2002年監査基準において正当な注意とは別建てで規定を設けたものであり、不正発見への姿勢を強化していく意図を見ることができる。

以上のように、1999年に起こったわが国レジェンド問題は、提携先のビッグ・ファイブから見てわが国の監査実務が不十分であったことに起因しており、わが国はレジェンド問題を解消することを1つの目的³³として、2002年に監査基準の全面改訂を行った。その代表的な内容がリスク・アプローチという新たな監査手法の実務への定着であった。この改訂は、1991年12月に行われた前回の全面改訂から10年ぶりの全面改訂であり、リスク・アプローチの徹底化以外にも例えば期待ギャップへ対応するための改訂³⁴も行われ、わが国監査基準の歴史のターニング・ポイントとなっている³⁵。

Ⅶ. おわりに

本研究ノートでは、わが国監査基準がその設定当初はアメリカの監査基準を参考としてその設定を行ってきたにもかかわらず、1999年のレジェンド問題が起こってしまったことを受けて、なぜビッグ・ファイブはわが国の英文監査報告書にレジェンドを付すよう要求することになったのか、その原因はどこにあ

33 2002年改訂の「前文二1 改定基準の性格」によると「今般の改訂では、単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。さらに、公認会計士監査に対する社会の種々の期待に可能な範囲で応えることも改定基準の意図したところである。」

34 例えば、ゴーイング・コンサーンの規定を設けたこと等、2002年監査基準改訂の重要な改訂内容であり、ここでとりあげなければならない内容であるが、ゴーイング・コンサーンは国内からの必要性として考えている。したがって、本研究ノートの趣旨から、2002年監査基準改訂の中でもリスク・アプローチを中心にとりあげている。

35 長吉 [2014] pp. 74-77. 長吉氏は、2002年監査基準改訂について、「単なる監査基準の改訂にとどまらず、監査自体の性格の変化を招来するものであり、新しい監査へのパラダイム・シフトをもたらすものである (p. 77)」と述べている。

り、その後わが国はどのような対応を行ってきたのかを明らかにした。

まず、第1節では1999年に起こったレジェンド問題の概要を当時日本経済新聞に掲載された内容を元に確認し、レジェンドが付されたのはわが国を含むアジアの数か国のみであり、その背景にはアジア経済危機からの影響があったことを確認した。その際に、ビッグ・ファイブは国際機関からの指摘を受け、それらに対応するためにとった策が英文監査報告書に付された「レジェンド」として表れたわけである。したがって、ビッグ・ファイブはレジェンドを付した国や地域に対して何らかの懸念を抱いていたことが分かる。

次に、第2節において平賀 [2000] を元にアジア諸国（・地域）の監査基準の状況を確認したが、それぞれISA やアメリカあるいはイギリスの監査基準を参考にその設定を行ってきており、監査基準の違いという単純なものではなく実務の問題であるとの指摘をとりあげた。さらに、平賀氏は調査の結果アジア諸国（・地域）の中でもレジェンドの有無が分かれた理由として、ビッグ・ファイブが直接現地において監査業務を行っているか否か（提携）が影響していることを指摘している。レジェンドが付された国（・地域）は、ビッグ・ファイブとは提携という形態を採っている国（・地域）であり、それらの国（・地域）で実施される監査の質に責任をもてない結果が、レジェンドとして表れたことが分かった。したがって、ビッグ・ファイブが監査の質に責任をもてない場合にレジェンドを付す判断を下した理由を第4節において明らかにした。アメリカでは、職業会計士に対する損害賠償請求訴訟が頻発する国であることが大きく影響していたのである。レジェンド問題以前の1960年代後半から監査人に対する訴訟が頻発し、このような状況の中でコーエン委員会は社会が監査もしくは監査人の役割だと考えていることと自分たちがその役割だと考えていることとの間に差異が生じていることを期待ギャップとして認識したのである。続く、トレッドウェイ委員会において、コーエン委員会での内容をさらに強化し、とりわけ不正の発見および防止に対する監査人の責任を強化する方向へ舵を切り、9つの監査基準書を策定し、実務へ定着させるよう努力を行ってきた。このようにアメリカでは期待ギャップへ真摯に向き合い、対応を行ってきたこ

とを第5節において確認した。

最後に、第6節ではレジェンド問題を踏まえてアメリカで行われた改革を念頭にわが国監査基準がどのような変化を遂げたのかを確認した。レジェンド問題直後の2002年監査基準全面改訂では、主に新たな監査手法であるリスク・アプローチをわが国監査実務に定着させるため、その前文において用語の説明から詳細に記述しており、とくに実施基準の中身はリスク・アプローチを前提としたものへ改訂されている。加えて、一般基準の人的基準においても、監査を実施する監査人に求められる条件として新たに「職業的懐疑心」の規定を設け、不正の発見および防止に努める姿勢が大きく監査基準にも取り入れられたことを基準を通して窺うことができた。

参考文献

- 引頭麻実 [2004] 「レジェンド問題は決着していないのか？」『旬刊経理情報』 第1064号、pp. 58-63。
- 加藤恭彦・友杉芳正・津田秀雄 [1995] 『監査論講義』中央経済社。
- 粥川和枝 [2006] 「わが国におけるレジェンド問題の現状」『経済科学』第53巻第4号、pp. 63-77。
- 企業会計審議会 [1991] 「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」企業会計審議会。
- 企業会計審議会 [2002] 「監査基準の改訂について」企業会計審議会。
- 千代田邦夫 [2014] 『闘う公認会計士—アメリカにおける150年の軌跡』中央経済社。
- 日本経済新聞社 [1999] 「日本企業の英文監査報告書『国際基準と異なる』と警句」『日本経済新聞』7月28日付、p. 19。
- 西村義明 [2001] 「住友電気工業（株）に聞く—年次報告書から「警句：レジェンド」を外す—レジェンド削除を成し遂げた住友電工の取組み」『旬刊経理情報』 第961号、pp. 66-69。
- 平賀正剛 [2000] 「レジェンド付き英文監査報告書に関する一考察」『早稲田商学』第387号、pp. 77-109。
- 松本祥尚 [2000] 「わが国監査報告国際化の条件—「レジェンド」問題との関連において—」『会計』158巻1号、pp. 67-82。
- 盛田良久・蟹江章・友杉芳正・長吉眞一・山浦久司 [2011] 『スタンダードテキスト 監査論（第2版）』中央経済社。
- 吉見 宏 [2005] 『監査期待ギャップ論』森山書店。